

第1章 生活の安定

本章においては、生活の安定を図るため、公共施設の災害復旧計画、激甚災害の手続き、民生安定計画及び経済安定計画について定める。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第1節 公共施設の災害復旧計画

災害により被災した公共施設の早期復旧を目標とした災害復旧計画を策定するとともに、その実施を図る。

第1 災害復旧計画の策定

被災した公共施設の管理者は、被災した施設の応急復旧とあわせ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備え、次の復旧事業計画を作成する。また、応急復旧の終了後は、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施し、施設の早期復旧を図る。

1 公共土木施設災害復旧事業

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 河川災害復旧事業○ 砂防設備災害復旧事業○ 地すべり防止施設災害復旧事業○ 道路災害復旧事業○ 下水道災害復旧事業 | <ul style="list-style-type: none">○ 海岸災害復旧事業○ 林地荒廃防止施設災害復旧事業○ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業○ 漁港災害復旧事業 |
|---|---|

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 上水道災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設等災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 その他の災害復旧事業

第2 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、町は、県と連携して速やかに公共施設の災害の実態を調査するとともに、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業の迅速化に努める。

第3 災害復旧資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債及び災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じて災害復旧事業の早期実施を図る。また、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、この場合には、県及び福井財務事務所と適切かつ効果的な融資措置について協議する。

第4 特定大規模災害等における復旧工事の代行要請

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ町の工事実施体制等地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、復旧工事の代行を要請する。

第5 法律等による補助を受ける事業（災害復旧国庫補助事業）

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。（ただし、「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」関係を除く。）

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、下水道、漁港、海岸の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防施設等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等の復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

第2節 激甚災害の手続き

災害による甚大な被害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県又は町において、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

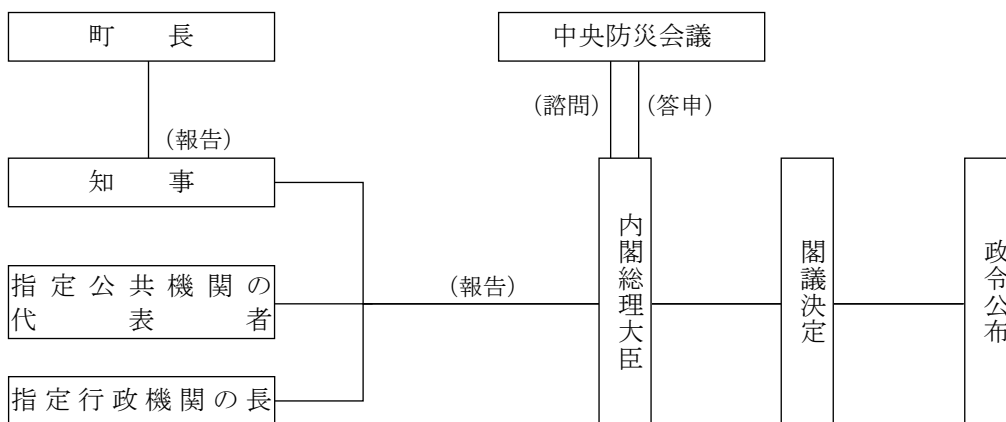
第1 激甚災害指定の手続き

町は、災害の発生時から当該災害に関する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項を県に対して報告する。

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所又は地域
- 被害の程度（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別表第1に定める事項）
- 災害に対してとられた措置
- その他必要な事項

県は、被害調査に基づき、当該災害が激甚法による激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成の必要が認められるとき、適切な措置を講じる。

[激甚災害指定の手続き]



第2 激甚法に定める事業

町は、激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

1 激甚災害に関わる財政援助措置の対象

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業
- ② 公立学校施設の災害復旧事業
- ③ 公営住宅等の災害復旧事業
- ④ 社会福祉施設の等災害復旧事業
- ⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧事業及び感染症予防事業
- ⑥ 堆積土砂及び湛水の排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（4）その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉資法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業）
- ⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給の特例

2 局地激甚災害指定により適用される措置

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 特別財政援助額の交付手続き

町長（本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県各部局に提出する。

第3節 民生安定計画

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定を図る。

第1 災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1 災台帳の作成

町は、町災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳及び住民基本台帳を活用し、災台帳を作成する。

2 災証明書の発行

(1) 災証明書は、災者の申請に基づき、災台帳を確認の上発行する。

(2) 被害状況の確認ができないとき、災者からの被害状況の申告により、災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。この場合、後日、調査確認をしたときは、災証明書に切り替え発行する。

(3) 災証明書の発行は、原則として1回限りとする。

(4) 災証明書の発行は、証明手数料を徴収しない。

第2 災害弔慰金等の支給

越前町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年越前町条例第75号）に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に対し災害障害見舞金の支給を行う。また、災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、被災者は災害見舞金、被災者の葬祭を行うものは弔慰金の支給を受けることができる。

第3 生活の安定

1 総合相談窓口の設置

町は、県と連携し、災害が発生した場合には総合相談窓口を設置し、被災者等からの相談や問い合わせに対応する。

2 住宅の確保

(1) 計画目標

町は、県と連携し、災害用応急仮設住宅から、恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(2) 対策

① 町は、損傷した公営住宅を速やかに補修する。

② 町及び県は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を見直し、必要に応じ公営住宅を建設して被災者の住宅の確保を図る。

③ 町は、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

3 雇用機会の確保

(1) 計画目標

町は、災害により被害を受けた町民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

(2) 対策

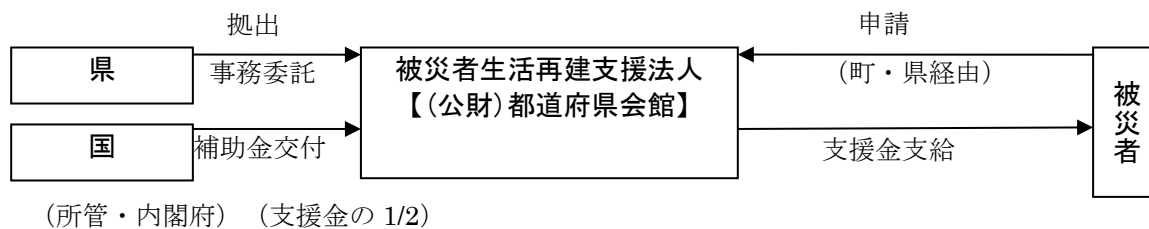
- ① 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、武生公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等により、早期就職の促進を図る。
- ② 被災者の就職を促進するため、福井職業能力開発促進センター等による職業訓練を実施するよう努める。
- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第4 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

町域において被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、町は、申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県に対して被災者生活再建支援法の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。また、町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。



2 被災者生活再建支援

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- ④ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、①～③の区域に隣接するものに係る自然災害
- ⑤ 県内で、①又は②の自然災害が発生した場合で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口5万未満の市町については、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

(2) 対象となる被災世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が全壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(3) 支給限度額

次の①及び②の合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4額を支給する。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)の①に該当	解体 (2)の②に該当	長期避難 (2)の③に該当	大規模半壊 (2)の④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(注) 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円を支給限度額とする。

第5 郵便業務の特例措置

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第4節 経済秩序安定計画

被災者に対する金融措置を実施するとともに、流通機能の回復を図り、経済の安定を図る。

第1 金融措置

災害により被害を受けた町民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

1 租税の徴収猶予及び減免

(1) 国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(2) 県

地方税法（昭和25年法律第226号）及び福井県税条例（昭和25年福井県条例第53号）に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

(3) 町

地方税法及び越前町税条例（平成17年越前町条例第52号）に基づき、町税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

2 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

3 保育所等徴収金の免除

(1) 災害による被害を受け、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

(2) その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

4 公的資金による融資

(1) 災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、越前町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金（災害援護資金）を貸し付け、必要な援助指導を行う。また、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害によって被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対して、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張又は補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付を行う。

(4) 中小企業向け融資

県は、災害による被害又は影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業に対し、適宜、次の既存制度融資等の実施について、必要な措置を講じる。

- ① 日本政策金融公庫資金
- ② 中小企業金融公庫資金

- ③ 商工組合中央金庫資金
- ④ 医療金融公庫資金
- ⑤ 社会福祉医療事業団資金
- ⑥ 環境衛生金融公庫資金
- ⑦ 中小企業設備近代化資金
- ⑧ 中小企業高度化資金
- ⑨ 小規模企業設備資金
- ⑩ 中小企業体質強化資金
- ⑪ 県が行う融資制度

(5) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金 農業漁業セーフティネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
	その他	農業水産業セーフティネット資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金、漁業近代化資金
	その他	農業水産業セーフティネット資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法

第2 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

- (1) 町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 消費者情報の提供

町は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

3 通貨の管理

北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

4 各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設・設備の復旧を図るよう指導する。

5 郵便業務の確保

日本郵便(株)は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

(1) 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復をするため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

(2) 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施する。